

有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

エスアールジータカミヤ株式会社

(941782)

目 次

【表紙】	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第4 【提出会社の状況】	3
3 【配当政策】	3
第6 【提出会社の株式事務の概要】	4

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月7日

【事業年度】 第39期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 エスアールジータカミヤ株式会社

【英訳名】 S R G T A K A M I Y A C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼社長執行役員 高宮 一雅

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町19番19号
(注) 平成18年8月17日をもって本店を上記の所在地に移転いたしました。

【電話番号】 06(6375)3900(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長兼副社長執行役員 高宮 章好

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【電話番号】 06(6375)3900(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長兼副社長執行役員 高宮 章好

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第39期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本としております。なお、当期の配当につきましては、1株当たり15円とすることに決定いたしました。この結果、当期の配当性向は23.5%となりました。

内部留保につきましては、将来の収益確保及び市場シェア獲得のために賃貸資産等の設備投資に充ててまいりたいと考えております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年3月31日または9月30日を基準日として、剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、当期は中間配当についての取締役会決議を行っておりません。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年5月18日 取締役会決議	167,268,465	15

(訂正後)

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針といたしております。

なお、当期の配当につきましては、1株当たり15円とすることに決定いたしました。この結果、当期の配当性向は23.5%となりました。

内部留保につきましては、将来の収益確保及び市場シェア獲得のために賃貸資産等の設備投資に充ててまいりたいと考えております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年3月31日または9月30日を基準日として、剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、当期は中間配当についての取締役会決議を行っておりません。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年5月18日 取締役会決議	167,268,465	15

第6【提出会社の株式事務の概要】

欄外注記

(訂正前)

(注) 平成19年2月20日開催の取締役会議において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。

(平成19年5月7日から実施)

取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 野村證券株式会社 全国本支店

(訂正後)

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 平成19年2月20日開催の取締役会議において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。

(平成19年5月7日から実施)

取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 野村證券株式会社 全国本支店